

岩手県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年8月27日

岩手県議会議長 佐々木 順 一

岩手県議会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県議会公印規程（昭和44年岩手県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）	印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）
[略]			[略]		
総務委員会委員長印	[略]		総務委員会委員長印	[略]	
環境福祉委員会委員長印	[略]		文教委員会委員長印	〃	〃
商工文教委員会委員長印	[略]		環境福祉委員会委員長印	[略]	
農林水産委員会委員長印	[略]		商工建設委員会委員長印	[略]	
県土整備委員会委員長印	〃	〃	農林水産委員会委員長印	[略]	
議会運営委員会委員長印	[略]		議会運営委員会委員長印	[略]	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、令和元年9月11日から施行する。